

広島文教大学における教育研究目的に関する規程

第1条 この規程は、広島文教大学学則第1条第2項の規定に基づき、教育学部教育学科及び人間科学部の各学科の人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を定めるものとする。

第2条 学科の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教育学部教育学科は、教育に関する専門的な知識や技能を修得し、主体性と協同性を持った逞しい実践力のある人材を育成する。
- (2) 人間科学部人間福祉学科は、誰もが安心していきいきと暮らすことができる、福祉社会を支える知識と技術をもった心豊かな人材を育成する。
- (3) 人間科学部心理学科は、心身の健康に関する専門的な知識や技能を身につけた、リーダーとして地域に貢献できる人材を育成する。
- (4) 人間科学部人間栄養学科は、健康及び食に関する専門的な知識や技術と豊かな人間性を身につけた人材を育成する。
- (5) 人間科学部グローバルコミュニケーション学科は、実践的な英語力を身につけ、グローバルな視野で幅広いものの見方・考え方ができる自立した人材を育成する。

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学運営協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教大学における教育研究目的に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。